高津卓球同好会規約

第１章　名称

第１条　本会は、高津卓球同好会と称する。

第２章　所在

第２条　本会は、本会の会長の住所を所在地として活動する。

第３章　目的

第３条　本会は、大衆スポーツのひとつである卓球を通じて、会員相互の親睦と技術の向上を図り、広く高津地区及びその周辺市民各層を啓発し、明るく健康で活発な街づくりに寄与することを目的とする。

第４章　会員組織

第４条　本会員は、高津地区居住者及びその周辺居住者をもって組織する。なお、入会及び退会については所定の手続きを経るものとする。

第５章　役員組織

第５条　本会は、次の役員を置く。会長は本会を代表して本会の諸活動を統括し、副会長は会長を補佐して会長が事故あるときは会長の代理として任務を遂行する。

(1)　会　長　　１名
(2)　副会長　　１名
(3)　会計担当　　１名
(4)　監査役　　１名
(5)　ヘッドコーチ　　１名
(6)　コーチ　　５名以内
(7)　理　事　　１０名以内（原則として未経験者男女若干名を含める）
(8)　市卓球連盟担当　２名以内
(9)　広報担当　　１名
(10)　顧　問　　１名（役員会の推薦により会長が委嘱する）

第６条　役員の任期は、毎年定期総会から翌年の定期総会までの１年とし、再任を妨げない。

第７条　役員に欠員が生じた場合は、役員会において後任者を推薦し、会長がこれを委嘱する。

第６章　総会

第８条　総会は、本会員全員で構成する。

第９条　会長は、定期総会を毎年３月（原則として第１日曜日）に開催し、次の事項を審議する。
なお、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

(1)　今期の活動報告と会計報告
(2)　次期役員の選任
(3)　規約の改正
(4)　その他本会運営上必要と認める重要事項

第 10 条　総会の議長は、会長が務め、出席者の過半数により議決を行う。
ただし、本会の規約を改正するには、出席者の３分の２以上の同意を必要とする。

第７章　役員会

第 11 条　役員会は、第５条に定める役員で構成する。

第 12 条　会長は、定期役員会を毎年２月（定期総会の前月）、４月（定期総会の翌月）、及び９月に開催し、定期総会付議事項及び本会運営上必要と認める重要事項を審議する。
なお、必要に応じて臨時役員会を招集することができる。

第 13 条　役員会の議長は、会長が務め、出席者の過半数により議決を行う。

第８章　会計

第14条　本会の収入は、次のとおりとする。

(1)　本会員の入会金及び年会費

(2)　その他の収入

第15条　入会金、年会費の額は、次のとおりとする。

(1)　入会金　　共通　　2,000円

但し、会員の子女の小学生は免除する

(2)　年会費　　一般　　3,000円

学生（高校生以上）　　2,000円

学生（中学生以下）　　1,000円

(3)　ビジターの料金は１日300円とする。ただし、中学生以下は200円とする。

なお、新規入会者の年会費の徴収については、下表による。

費　目	徴収金額
年会費	一般については、原則として入会月から 3 月末までの期間を換算して 250 円／月×残月数の金額を徴収する。 高校生以上及び中学生以下の学生については、原則として入会月から 3 月末までの期間を換算して 100 円/月×残月数の金額を徴収する。

第16条　会費は、原則として4月1日から6月30日までの期間に徴収する。

第17条　本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了とする。会計年度の終了時には監査役が会計監査を行い、定期総会において会計担当役員が会計報告を行う。

第９章　その他

第18条　会費が原則として12月31日において未納の会員は、自然退会とする。

第19条　本会員のスポーツ障害保険の加入は任意とする。
加入を希望する者は会計担当に３月末までに代金を支払う。希望者が５名以上の場合に限り、加入手続きを会計担当が代行する。

第20条　本会は、次の帳簿を備えつける。

(1)　会員名簿

(2)　会計簿

(3)　規約関係綴り

(4)　その他必要と認められる帳簿

第21条　本会員に対する各種連絡事項の伝達は、予め作成された所定の連絡網を活用して行う。

第22条　本規約に規定されていない事項、及び緊急事項に関しては、会長に決定を一任し、会員はこの決定に従う義務を持つ。

第10章　附則

第23条　昭和54年11月1日に制定された本規約は、令和5年3月5日に改正し、当日からこれを施行する。

以　上